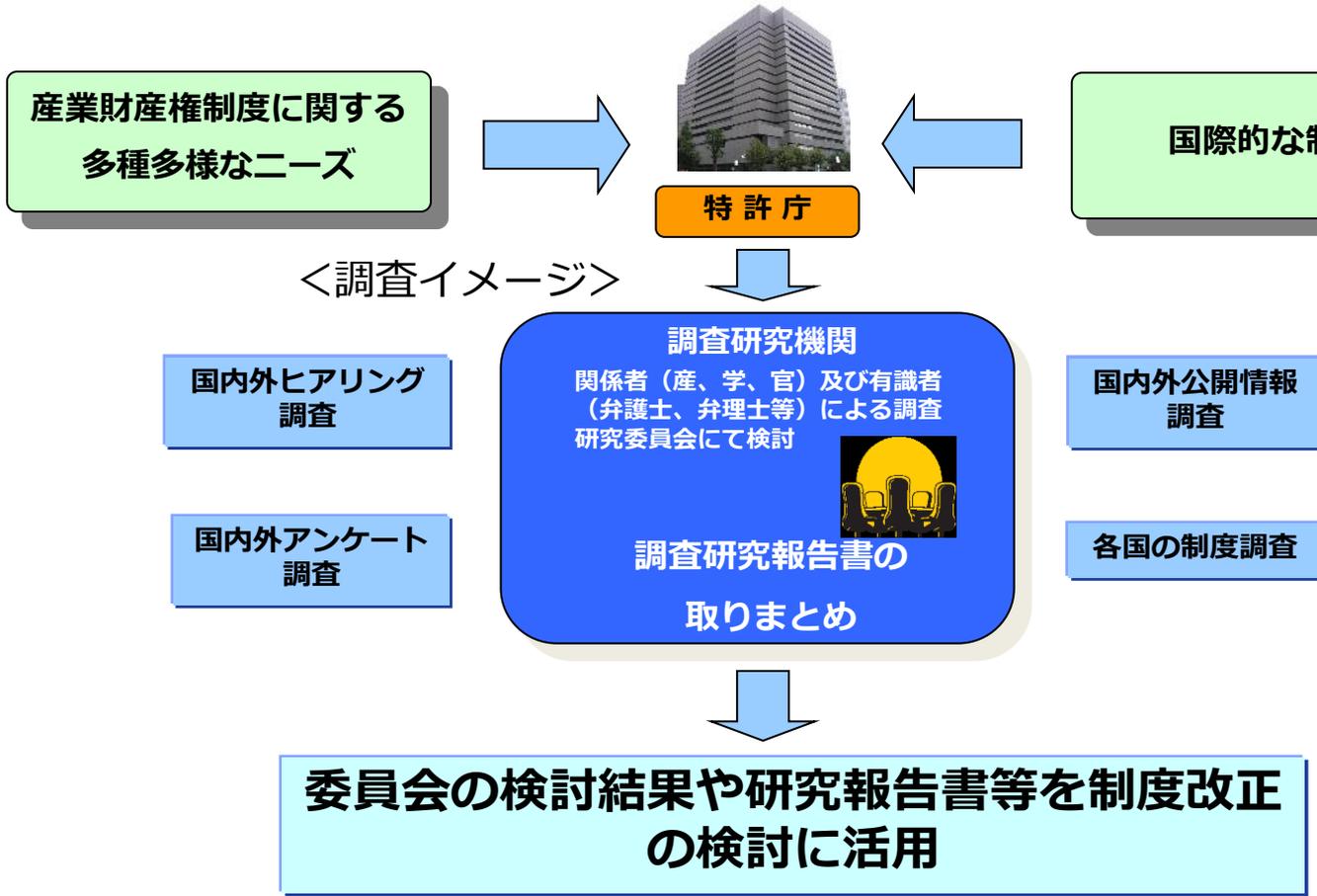


弁理士の業務の実態等 について



- 産業財産権制度に関しての企画立案に資するように、法制面や運用面について改正を行う際の基礎資料となる報告書を取りまとめることが目的。
- 調査研究テーマ毎に専門家を交えた研究委員会の開催・国内外公開情報調査・国内外ヒアリング調査・国内外アンケート調査等、調査研究テーマに応じた調査・分析を行う。



<詳細について>
本調査の詳細については、特許庁HP（以下URL記載）に掲載しております。平成29年度研究テーマ一覧「弁理士の業務の実態等に関する調査研究報告書」をご参照ください。
URL:<http://www.jpo.go.jp/shiryoutouchin/chousa/zaisanken.htm>

<お問い合わせ先>
経済産業省 特許庁 総務部 企画調査課
〒100-8915 東京都千代田区霞が関3-4-3
TEL : 03-3581-1101（内2156）
FAX:03-3580-5741

本調査研究の俯瞰図

背景

第四次産業革命が進展し、標準やデータを組み合わせた複合的かつ高度な知的財産戦略の支援に関する弁理士業務の重要性が高まっている。また、国内特許出願件数が漸減しており、弁理士による「周辺業務」¹の重要性も高まっている。他方、これらの弁理士業務の実態及び課題は、把握できていない。

目的

本調査研究は、弁理士の紛争関連業務、知財コンサル²・海外展開支援関連業務、第四次産業革命関連業務等についての実態及び課題を調査することにより、所要の法改正の検討資料等を作成することを目的とする。

■ 公開情報調査

対象：書籍、論文、判例、調査研究報告書、審議会報告書、データベース情報、インターネット情報等

■ 海外質問票調査

対象：調査対象国等の弁理士等代理人制度に関して知見のある現地法律事務所

■ 国内アンケート調査

対象：国内の企業等及び弁理士合計4,400者程度

■ 国内ヒアリング調査

対象：企業・弁理士・弁護士合計32者

■ 委員会

委員長 相澤 英孝 一橋大学大学院 国際企業戦略研究科 教授
委員 6名

(注)

1. 弁理士又は弁理士に相当する有資格者による、特許庁その他の知的財産庁に対する工業所有権に関する手続代理以外の業務をいう。以下同じ。なお、日本国においては、弁理士法第4条から第6条の2（第4条第1項は、鑑定に限る。）参照。
2. 本調査研究において、知財コンサルとは、オープン・クローズ戦略の提案・支援、商品開発・ブランディングに関する支援、知財管理体制の構築・見直し、特許情報の分析など、企業における経営層や知的財産部門の上層部に対し、社外の専門家が知的財産のマネジメントに関する助言及び指導を行うことをいう。

- 1. 本調査研究の背景・目的**
- 2. 本調査研究の実施方法**
 - 2.1. 公開情報調査
 - 2.2. 海外質問票調査
 - 2.3. 国内アンケート調査
 - 2.4. 国内ヒアリング調査
 - 2.5. 委員会による検討
- 3. 調査結果**

背景

第四次産業革命が進展し、標準やデータを組み合わせた複合的かつ高度な知的財産戦略の支援に関する弁理士業務の重要性が高まっている。また、国内特許出願件数が漸減しており、弁理士による「周辺業務」の重要性も高まっている。他方、これらの弁理士業務の実態及び課題は、把握できていない。

目的

本調査研究は、弁理士の紛争関連業務、知財コンサル・海外展開支援関連業務、第四次産業革命関連業務等についての実態及び課題を調査することにより、所要の法改正の検討資料等を作成することを目的とする。

概要

本調査研究では、弁理士の業務の実態等について、公開情報調査（文献調査）、海外質問票調査（米国・英国・フランス・ドイツ・中国・韓国・欧州特許庁及び欧州連合知的財産庁対象）、国内アンケート調査（企業等及び弁理士対象）及び国内ヒアリング調査（企業、弁理士及び弁護士対象）を実施し、その結果を基に委員会による分析・検討を行った。

- 公開情報調査
- 海外質問票調査
- 国内アンケート調査
- 国内ヒアリング調査
- 委員会による検討

概要

以下の資料等を用いて弁理士の業務の実態等（①周辺業務及び技術標準に関する弁理士による業務、②ADR制度）に関して、調査、整理及び分析した。

- 書籍
- 論文
- 判例
- 調査研究報告書
- 審議会報告書
- データベース情報
- インターネット情報等

概要

海外における弁理士制度に関する実態を把握するために、米国・英国・フランス・ドイツ・中国・韓国・欧州特許庁及び欧州連合知的財産庁の弁理士等代理人制度に関して知見のある現地法律事務所に対して、質問票調査を実施した。

調査対象事務所

図表1 調査対象事務所

調査対象事務所	対象とする地域等
Westerman, Hattori, Daniels & Adrian LLP法律事務所 (WHDA)	米国
北京林達劉知識産権代理事務所	中国
金・張法律事務所	韓国
Prüfer & Partner事務所	ドイツ 欧州特許庁 欧州連合知的財産庁
Marks & Clerk	英国 フランス

調査項目

各国における弁理士制度、調査対象事務所における周辺業務の業務実態、ADR制度についての実態・論評

概要

国内アンケート調査は、アンケート調査票を作成し、国内の企業1,447者等及び弁理士3,000者に対して送付し、回収し（回収率は、弁理士31.3%、企業47.9%）、整理・分析した上で、その結果を取りまとめた。

アンケート調査対象

弁理士の周辺業務に係る企業及び弁理士を対象とし、以下の図表のとおり対象者を選定した。

図表2 アンケート調査対象者内訳

種別		選定条件	対象者数
弁理士		平成29年4月末時点で弁理士登録を行っている者（11,201名）から、抽出。	3,000者
企業	JIPA	日本知的財産協会の正会員企業	942者
	JIPA 以外	2017年度「はばたく中小企業・小規模事業者 300社」の対象企業	297者
		特許庁発行「知的財産権活用企業事例集2016」の対象企業	64者
		新市場創造型標準化制度を活用している企業	25者
		過去3年の間に特定侵害訴訟経験を有する中小企業	49者
		「Japan Venture Awards 2016・2017」受賞企業	21者
		出願件数上位の企業	29者
		TLO	20者
計			1,447者

アンケート調査項目

弁理士業務を巡る最近の実態や課題、ニーズを把握するため、以下の図表3及び図表4のとおり、アンケート調査項目を設定した。

図表3 弁理士向けアンケート調査項目

1. ご回答者様及び貴所について
2. 弁理士としての業務経験について
3. 個別の業務
4. 技術標準への関与について
5. データの活用に関する支援について
6. 法定外の業務について
7. 弁理士法の規定について
8. その他

図表4 企業向けアンケート調査項目

1. ご回答者様及び貴社について
2. 紛争関連業務における弁理士の利用状況について
3. 知的財産活動に関する相談・支援業務について
4. 第四次産業革命に関連する支援業務について
5. その他の弁理士業務について
6. その他

概要

アンケート調査結果に基づき、企業・弁理士・弁護士（計32者）を対象に、ヒアリング調査を行った。

ヒアリング項目

企業・弁理士・弁護士に対するヒアリング項目は、以下の図表5～図表7に示すとおりである。

図表5 企業に対するヒアリング項目

大項目	小項目
弁理士の活用実態について	出願関連業務における弁理士の活用
	紛争解決（係争に関する相談・訴訟・ADR・裁判外での解決）における弁理士の活用
	知財コンサルに関しての弁理士への相談経験
	海外展開（外国出願を含む）における弁理士の活用
第四次産業革命関連業務について	技術標準に関連する業務について
	営業秘密に関する業務について
	データの取扱いに関する業務について
その他	社内弁理士の活用実態
	今後、弁理士に期待する役割
	弁理士制度全般に関しての意見

図表6 弁理士に対するヒアリング項目

大項目	小項目
出願以外の周辺業務について	特定侵害訴訟代理・補佐人業務について
	ADR業務について
	知財コンサルティングについて
	海外展開支援（外国出願を含む）について
	その他の周辺業務について
第四次産業革命関連業務について	技術標準に関連する業務について
	営業秘密に関連する業務について
	データの取扱いに関する業務について
その他	弁理士のどのような役割が期待されていると感じるか
	弁理士育成のための取組
	弁理士制度全般に関する意見

図表7 弁護士に対するヒアリング項目

大項目	小項目
特定侵害訴訟代理業務について	連携する弁理士の選定（付記の考慮の有無）・期待すること
	付記弁理士制度の必要性
特定侵害訴訟以外の業務について	連携する弁理士の選定方法・期待すること
	連携する弁理士に期待すること（知的財産法、技術分野、権利化の面等）
技術標準に関する業務について	技術標準に関する業務の経験・今後の取扱いの見込み
	弁理士との連携の有無・内容
	弁理士に期待すること
営業秘密及びデータの保護・利活用に関する業務について	営業秘密及びデータの保護・利活用に関する業務についての経験・今後の取扱いの見込み
	弁理士との連携の有無・内容
	弁理士に期待すること
その他	料金体系について （弁理士の料金体系が「出願1件あたりいくら」が主で、相談業務に対応できないことに対する意見）
	弁理士制度全般についての意見

調査の方向性や報告書の作成に関して、専門的な視点からの検討、分析、助言を得るために、学識経験者1名、企業関係者2名、弁護士1名、弁理士2名、中小企業診断士1名の計7名（委員長含む。）で構成される調査研究委員会を設置した。委員会は全3回開催した。

図表8 委員名簿

委員長	相澤 英孝	一橋大学大学院 国際企業戦略研究科 教授
委員	木戸 良彦	日本弁理士会 副会長（木戸特許事務所 弁理士）
	熊谷 英夫	一般社団法人 日本知的財産協会 副理事長 （株式会社東芝 知的財産室 参事）
	近藤 泰	Greenblum & Bernstein PLC 米国Patent Agent 中小企業診断士
	西郷 雅志	公益財団法人 東京都中小企業振興公社 東京都知的財産総合センター 知財戦略アドバイザー
	服部 誠	阿部・井窪・片山法律事務所 弁護士
	福田 伸一	日本弁理士会 弁理士法改正委員会 委員長 （福田特許事務所 弁理士）

図表9 委員会における主な議題

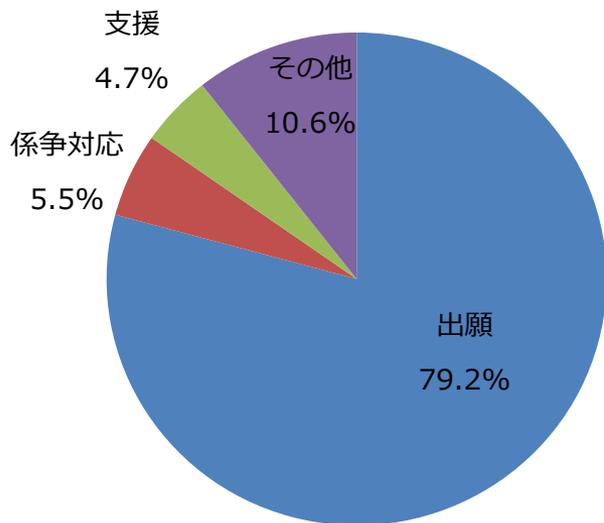
- 第1回 事業概要説明、公開情報調査結果の報告、国内アンケート調査の調査対象について、国内アンケート調査の調査項目について、海外質問票調査の調査項目の検討
- 第2回 国内アンケート調査の中間報告、国内ヒアリング調査の調査対象について、国内ヒアリング調査の調査項目について、海外調査票の中間報告、中間取りまとめの方針について
- 第3回 国内ヒアリング調査の報告、調査報告書の取りまとめ方針・結果の分析について

1. 出願業務と周辺業務の割合

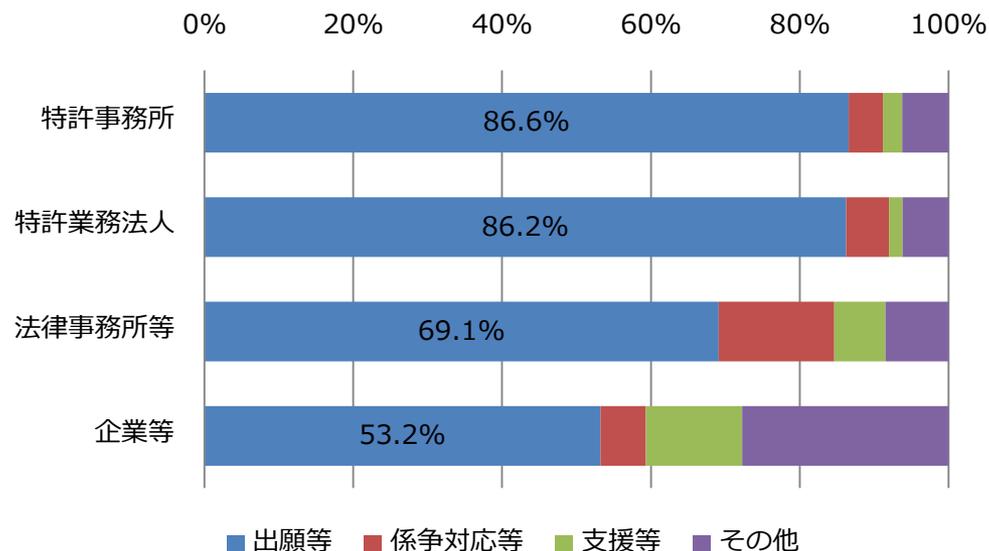
(1) 弁理士の業務割合

弁理士向けアンケートの結果、弁理士の業務割合は図表10のとおりである。業務割合について事務所形態別に見ると図表11のとおりである。「企業等」³は、他の事務所形態と比較して、出願以外の業務割合が多い。

図表10 弁理士の業務割合
(弁理士向けアンケート)



図表11 事務所形態別
(弁理士向けアンケート)



(注)
3.企業その他の団体のことを指す。

(2) 弁理士の業務経験

弁理士向けアンケートによると、出願・係争等に付随するものを除いた「調査鑑定」や「教育・セミナー講師」の経験を有する弁理士の割合は、6割超であった。さらに、警告状送付や知財コンサルも4割超の弁理士が経験を有していることが分かった。

図表12 弁理士の業務経験
(弁理士向けアンケート)

経験を有する 弁理士の割合	業務項目 (主なものをアンケートから抜粋)		
75%以上	国内特許・実用新案出願(87%) 外国特許・実用新案出願(78%)		
50%以上	調査鑑定(67%) 教育・セミナー講師(60%)	登録後審判(63%) 国内意匠出願(59%)	国内商標出願(61%) 年金管理(54%)
30%以上	契約(45%) 審決取消訴訟(42%)	警告状送付等(43%) 特定侵害訴訟(35%)	知財コンサル(43%)

(3) 弁理士の事務所形態別の業務経験

弁理士の事務所形態別の業務経験については、図表13のとおりである。事務所形態による違いが顕著であった業務経験は、特定侵害訴訟・補佐人業務、審決取消訴訟業務及び国内商標出願業務である。

図表13 事務所形態別業務経験⁴
(弁理士向けアンケート)

	特許事務所 (n=479)	特許業務法人 (n=168)	法律事務所等 (n=27)	企業等 (n=183)
①特定侵害訴訟・補佐人	38.4%	47.6%	63.0%	8.2%
②審決取消訴訟	48.0%	54.2%	63.0%	12.6%
③国内商標出願	71.4%	57.7%	55.6%	35.5%
④登録後審判	65.6%	72.0%	77.8%	44.8%
⑤年金・更新管理	64.7%	43.5%	48.1%	32.2%
⑦警告状送付等	44.7%	42.9%	59.3%	32.8%
⑬知財コンサル	44.1%	35.1%	51.9%	45.4%
⑭海外展開支援	15.7%	19.6%	25.9%	31.1%

(注)

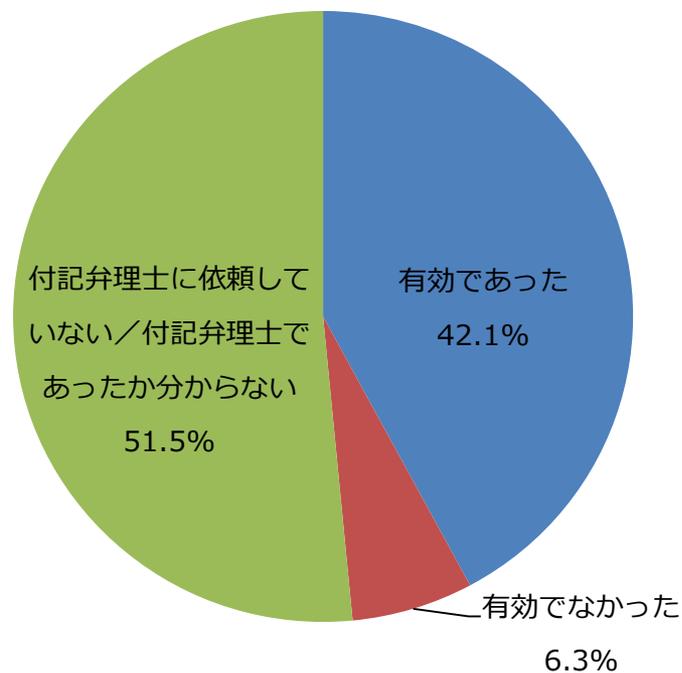
4.オレンジ色は、各業務経験を有する割合の最も高い事務所形態を示し、青色は、各業務経験を有する割合の最も低い事務所形態を示す。

2. 紛争に関する相談

企業に対するヒアリングによると、相談先の選定基準として、付記弁理士であるかを考慮しないという意見が大半であった。

他方、企業向けアンケートによると、依頼した結果、付記弁理士の知見が有効であったという回答が、有効でなかったという回答を大きく上回った。

図表14 付記弁理士の知見の有効性
(企業向けアンケート)
(n=394)

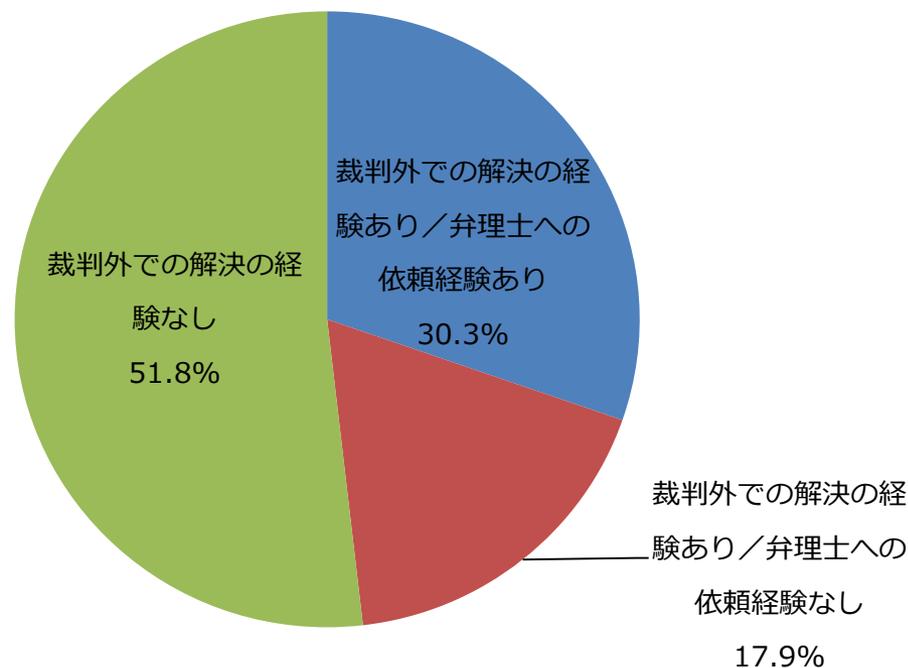


3. 警告状送付・和解交渉等

企業向けアンケートによると、裁判外での解決の経験については、図表15のとおりである。

また、企業に対するヒアリングでは、訴訟よりも交渉等で解決を図るケースが多いという意見が聞かれた。

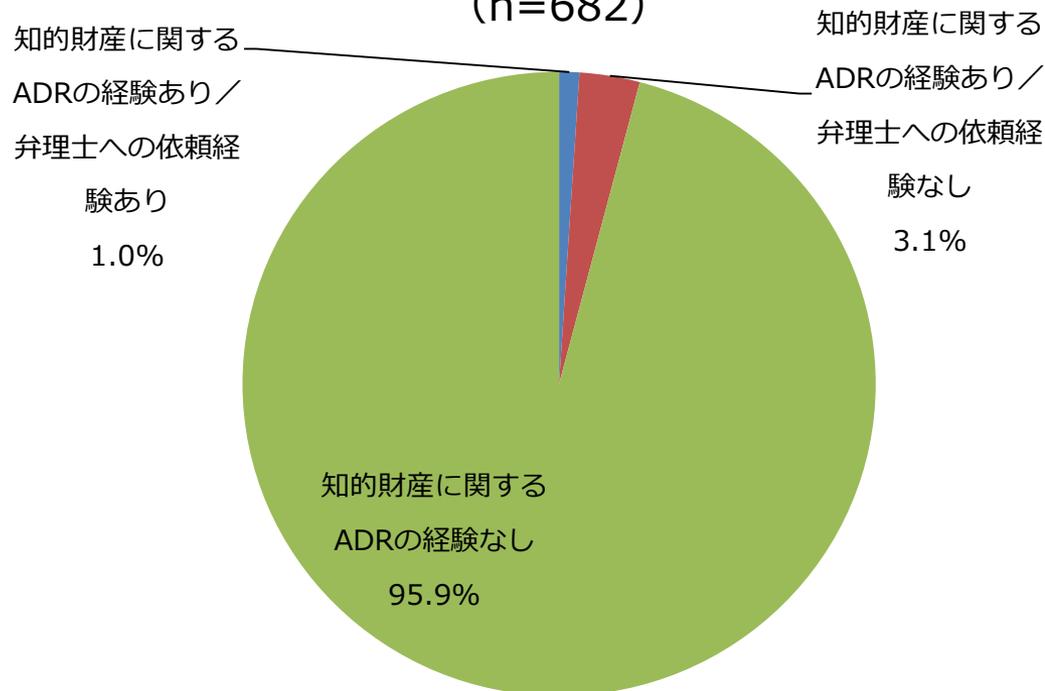
図表15 裁判外での解決の経験
(企業向けアンケート)
(n=683)



4. 裁判外紛争解決手続（ADR）

企業向けアンケートによると、企業のADRの利用経験は少ないことが分かった。ただし、弁理士及び企業に対するヒアリングでは、海外案件や関連特許が多すぎる案件について、ADRのニーズやメリットも聞かれた。

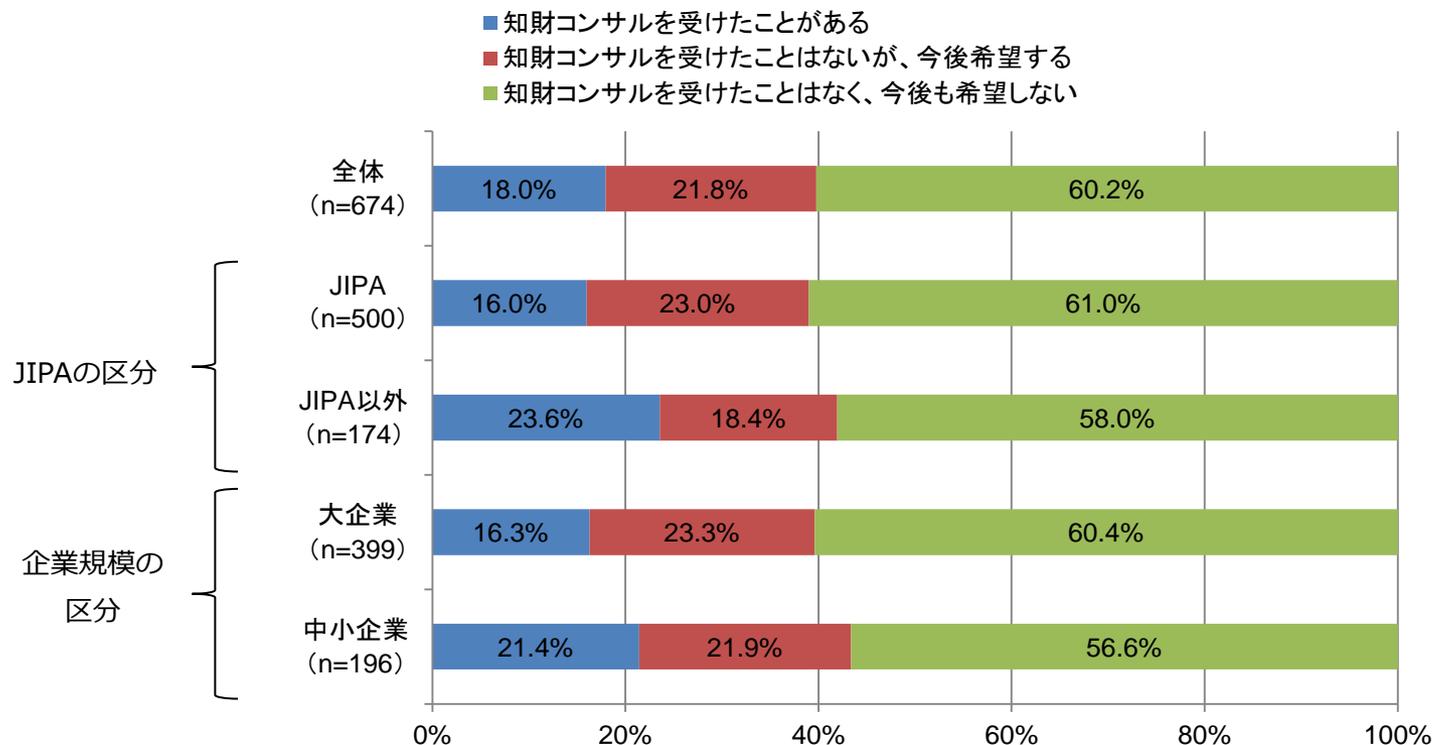
図表16 ADRの利用経験
（企業向けアンケート）
（n=682）



5. 知財コンサル

知財コンサルを受けたことがある企業の割合は、図表17のとおりである。企業規模別では、JIPA以外・中小企業のほうが知財コンサルの利用経験が高い傾向にあるが、JIPA・大企業にも一定のニーズがある。

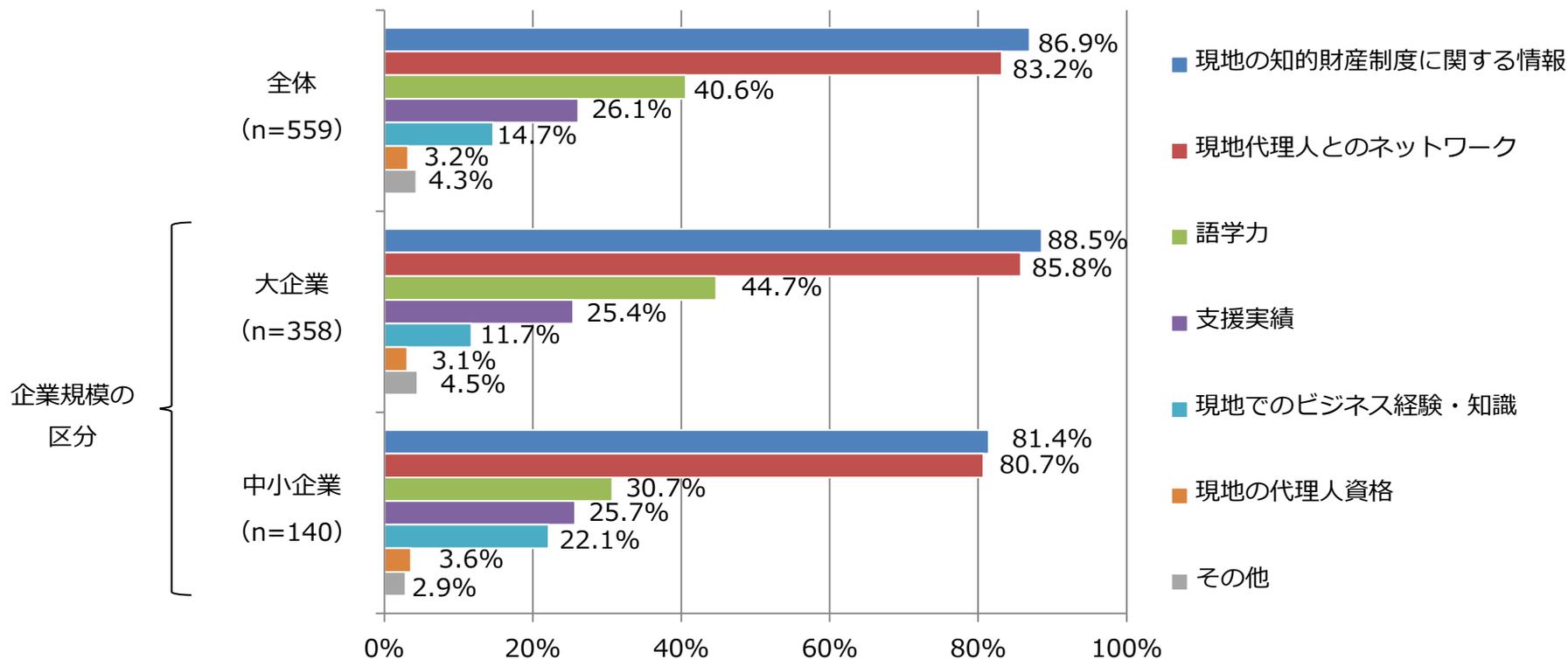
図表17 知財コンサルの利用経験
(企業向けアンケート)



6. 海外展開支援

企業向けアンケートによると、社外の国内弁理士に求められる知識・能力は、図表18に示すとおりである。企業規模別で見れば、「現地のビジネス経験、知識」を挙げた割合は、大企業に比べて中小企業の方が高い。

図表18 社外の国内弁理士に求められる知識・能力（複数回答可）
（企業向けアンケート）

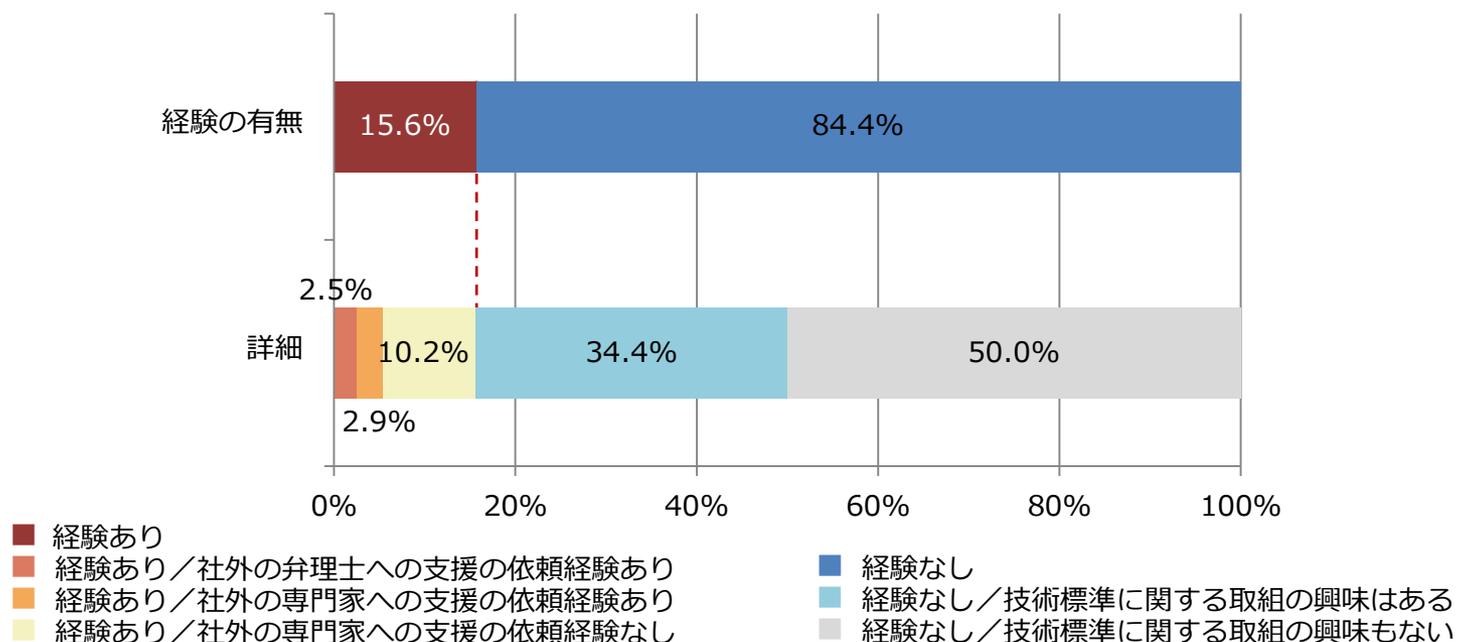


7. 技術標準関連業務

(1) 現時点での弁理士へのニーズ

企業に対するヒアリングでは、「技術標準に関する取組の経験がある」と回答した企業等は、全体の15.6%であり、このうち、「社外の弁理士に支援を依頼した経験がある」と回答した者は、全体の2.5%にとどまっている。

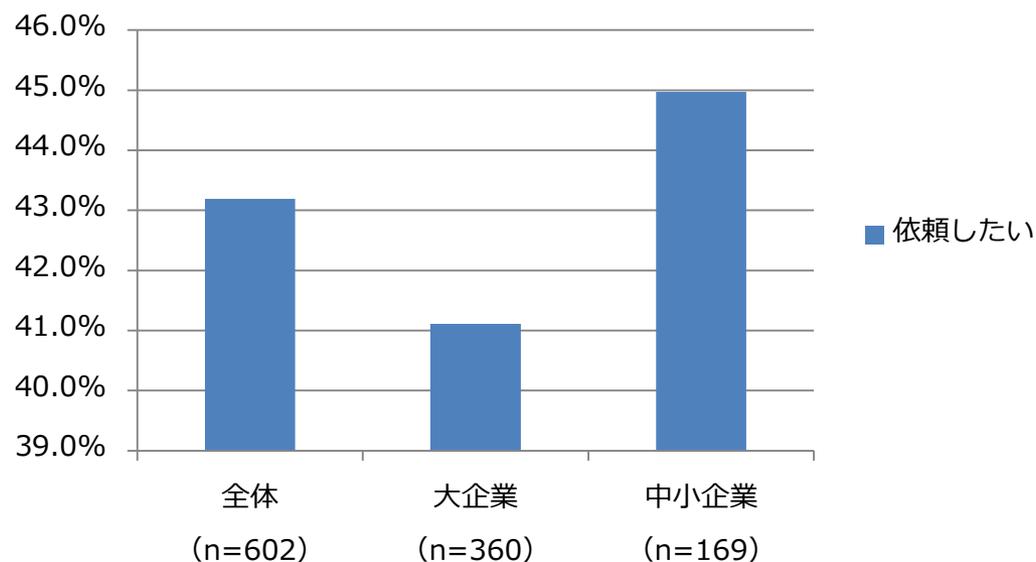
図表19 技術標準に関する取組の経験
(企業向けアンケート)
(n=646)



(2) 将来的な弁理士へのニーズ

企業向けアンケートによると、「標準関連業務の知識・能力が社外弁理士に担保された場合、今後、技術標準に関する取組を行う際には、社外弁理士にその支援を依頼したいか」という質問に対しては、43.2%の企業等が「依頼したい」と回答している。また、企業に対するヒアリングでは、標準関連業務の中で、特に特許の作り込みの部分を弁理士に担当してほしいという意見が多く聞かれた。

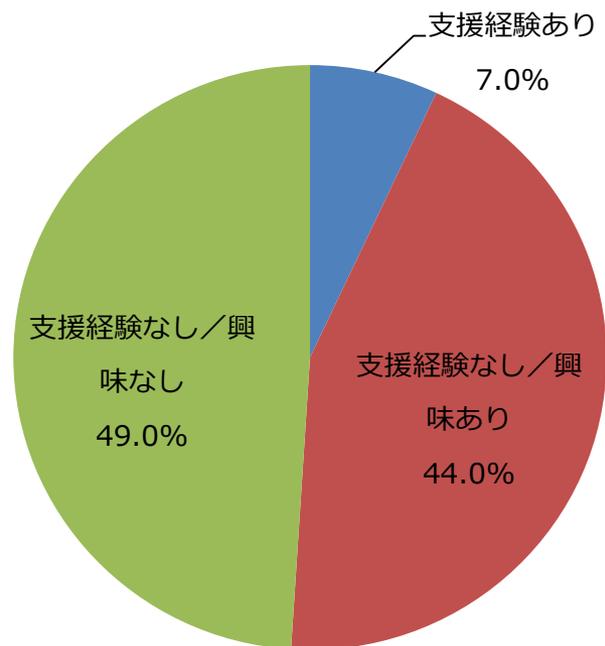
図表20 今後、技術標準に関する取組を行う際、社外弁理士に支援を依頼したいか
(企業向けアンケート)
(n=602)



(3) 弁理士の業務経験・関心

弁理士向けアンケートによると、「技術標準に関する取組への支援の経験がある」と回答した者は全体の7.0%にとどまるが、「経験はないものの、技術標準に関する取組への支援に対する興味はある」と回答した者は全体の44.0%と相当程度存在する。

図表21 技術標準に関する取組への支援
(弁理士向けアンケート)
(n=343)

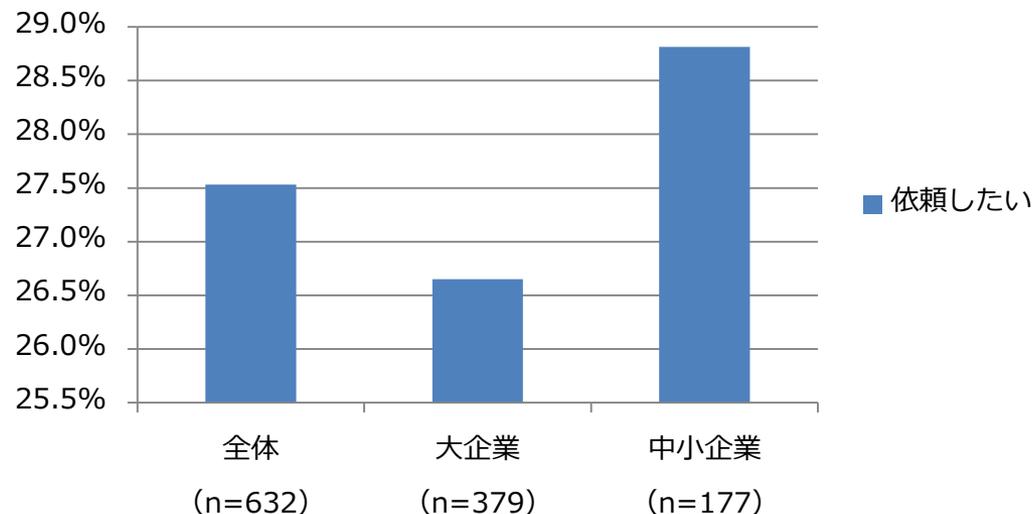


8. データ関連業務

(1) 弁理士へのニーズ

企業向けアンケートによると、「今後、データの保護に関する支援が弁理士の業務範囲である旨が規定された場合、営業秘密に該当しないデータに係る業務を社外弁理士に依頼したい」と回答した企業等の割合は、27.5%である。その理由として「弁理士の専門性が有効な業務であるため」を挙げる企業が多い(52.9%)。技術上のデータに係る業務を社外弁理士に依頼することについて、一定の潜在的なニーズが存在するといえる。

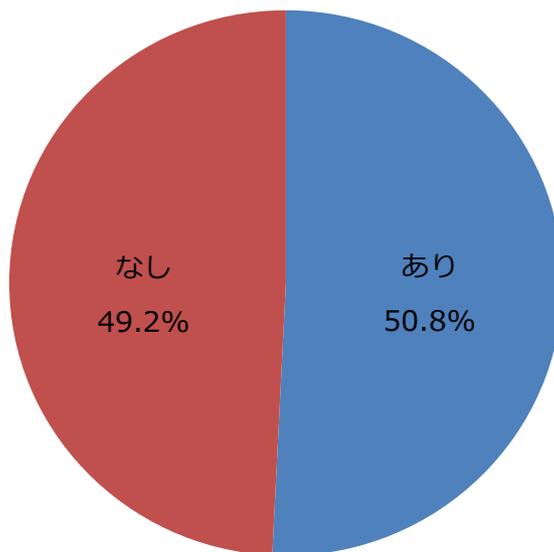
図表22 営業秘密に該当しないデータに係る業務を弁理士に依頼したいか
(企業向けアンケート)
(n=632)



(2) 業務経験

弁理士向けアンケートによると、「営業秘密に係る業務の経験がある」と答えた弁理士の約半数（50.8%）は、「営業秘密に該当しないデータに係る業務の経験がある」と回答しており、技術上の秘密と技術上のデータに係る業務には、一定の関連性が伺える。

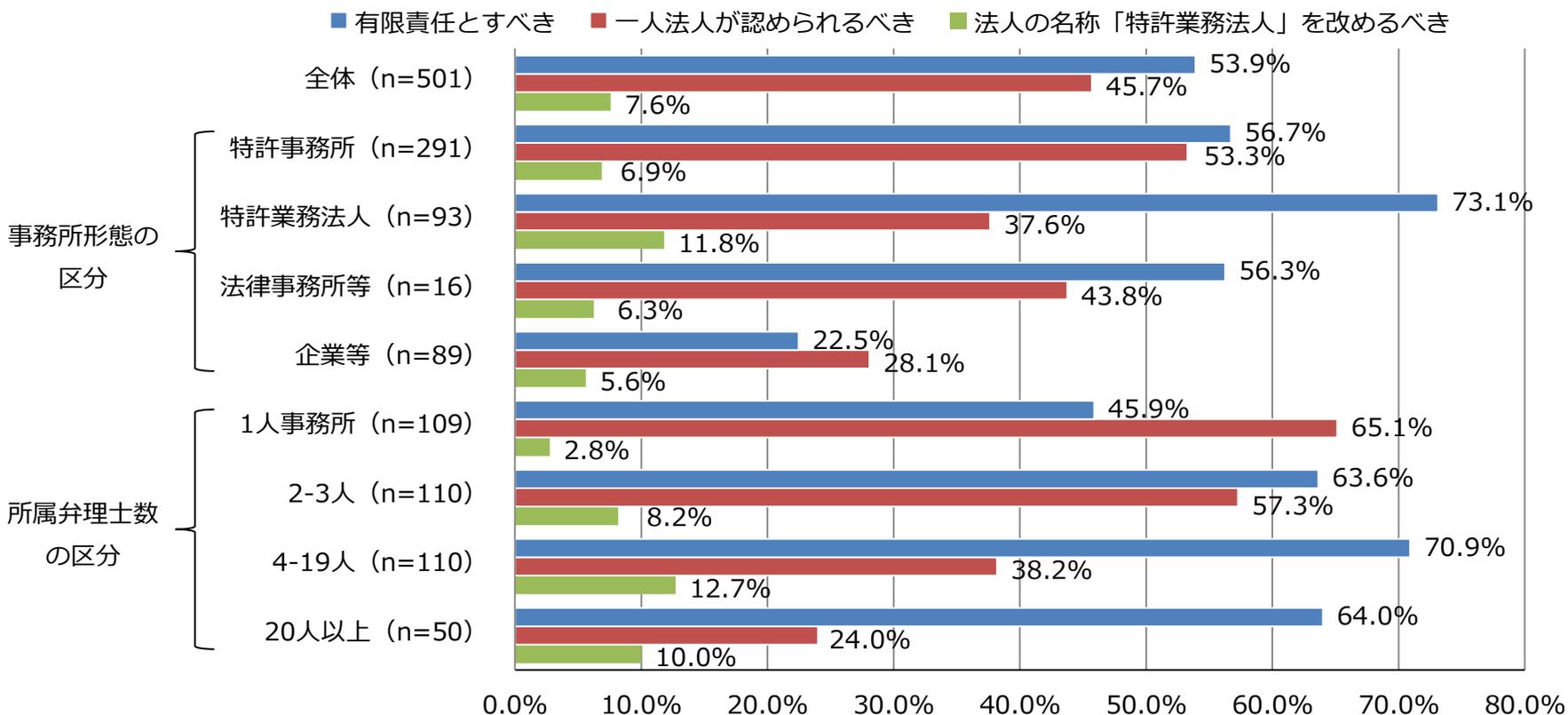
図表23 営業秘密に該当しないデータに係る業務の経験の有無
(弁理士向けアンケート)
(n=254)



9. その他の弁理士制度の見直し

弁理士向けアンケートによると、特許業務法人制度について、図表24に示すとおり
 の回答が得られた。特許業務法人所属の弁理士からは、「有限責任とすべき」との回答が
 多かった。また、1人や2～3人の事務所からは、「一人法人が認められるべき」との回
 答が多かった。

図表24 特許業務法人制度についての意見（複数回答可）
 （弁理士向けアンケート）



禁無断転載

平成29年度 特許庁産業財産権制度問題調査研究
弁理士の業務の実態等について
(要約版)
平成30年3月

請負先
株式会社サンビジネス
〒105-0014 東京都港区芝一丁目10番11号コスモ金杉橋ビル